

被害者救済と安心して吸える空気を

原告の訴え〈ディーゼル排ガスがぜん息の原因と主張〉

今度こそなんととしても勝ちたい

原告団長 西 順司



被害者の救済を求め、安心して吸える空気を取り戻したいと、裁判に提訴した私たち原告団にとって、二年前の一次判決は到底納得できないものでした。私たちはいま、二年後に予想される二〇〇万署名運動の取り組みに全面勝利しなければと、一〇〇万署名運動の取り組みを開始しました。

東京の自動車排ガス汚染は依然深刻で、子どもたちのぜん息が増えています。それだけに、「こんどこそ勝ちたい。一〇〇万署名をやろ」との決意を固めています。勝利のカギは世論の力であり、一〇〇万署名の成功です。積極的なご協力を心からお願いたします。

ディーゼル排ガスによる私の被害

原告・板橋支部 渡辺 幸代



二十七歳の時、気管支喘息を発病。「大人は治らない」と言われました。発作は、咳き込み、呼吸困難になり、息の仕方が分からず、体を横にして寝ることも出来ず、「普通のこと」が出来なくなりま

す。夜中の発作は、家族を起こさぬよう、タオルで口をふさぎ、苦しさに耐えます。この病気のせいで当時、一歳と二歳の子どもの世話も出来ず、職を失いました。この病気は早期に治療すれば命が救われます。安心して病院に行ける救済制度を作るため、メーカーに責任をとらせる決意ですが、そのためには裁判に勝利しなければなりません。

一〇〇万署名にご協力くださるよう心から訴えます。

東京大気汚染公害裁判勝利で きれいな空気をこどもたちへ



環境省も自動車排ガスで大気が汚染され、対策の必要性を強調していました。写真は環境白書(昭和63年)

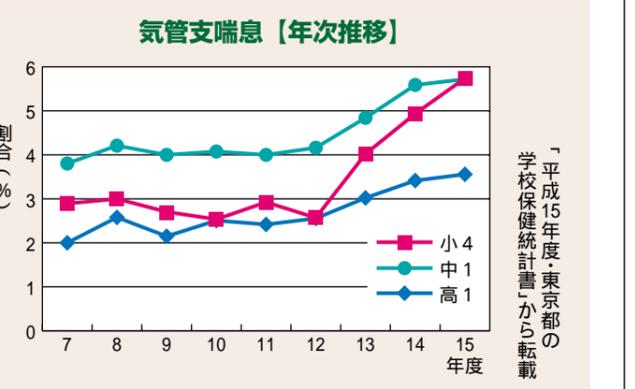
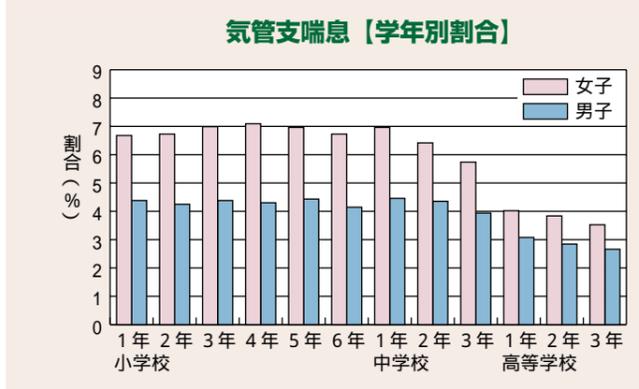
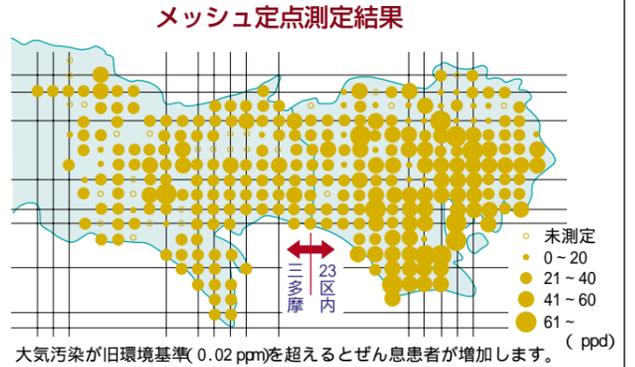
世論の広がりが勝利判決の決め手

東 京大気汚染公害裁判は、東京高裁判(一次)と東京地裁(二、五次)を舞台に審理がすすみ、先行している東京地裁では、〇五年三月に学署証人の尋問が終わり、その後原告本人の尋問を経て、〇五年秋に「結審」の見込みです。そして〇六年夏〜秋には「判決」をむかえます。

東京大気汚染公害裁判が求めているのは、(一)原告らに対し責任を認めて謝罪し、損害の賠償をおこなうこと、(二)自動車排ガス公害によるすべての被害者を救済する新しい救済制度をつくること、(三)きれいな空気を取り戻すための公害防止対策を実施すること、の三点が柱です。

東京では、50~60万人も ぜん息で苦しんでいます。

右の図は、04年6月に全都一斉に行われた大気汚染測定の結果を図に表したものです。都内各所で深刻な汚染の実態が示されています。また、多摩地域でも汚染が広がっています。毎年文部科学省は全国の小中高の生徒を対象に学校保健統計調査を行っていますが、東京の小・中・高のぜん息被患率は、全国の2倍強という結果が出ています。



東京大気汚染公害裁判原告団・弁護団・勝利をめざす実行委員会

〒112-0002 東京都文京区小石川5-33-7マツモトビル2階
TEL 03-5802-2366 FAX 03-5802-2377
東京大気汚染公害裁判原告団ホームページ
<http://www.15.ocn.ne.jp/taiki>

100万署名で 勝利判決と 全面解決を

法 廷の中では国・メーカーが反論できないところまで追込んでいきますが、そのまま勝利判決につながるわけはありません。相手は日本の経済・政治を動かす、巨大な力をもつトヨタを中心とするメーカーです。

裁判官が結審後、合議をおこない、判決の方向性をきめる時期に焦点をあて、被害者と国民の願いにこたえる判決を求め、一〇〇万を目標にした署名運動に取り組んでいきます。勝利判決をもとに大規模な判決日行動によってメーカー・国・東京都に解決の決断を迫り、新たな救済制度創設を含む全面解決を求める運動を短期間に集中的に展開する決意です。

〇六年にむかえる判決では、被害者救済のためにも、きれいな空気を取り戻すためにも、メーカーの加害責任を認め、面的被害を救済する「全面勝利判決」をどうしても勝ち取らなければなりません。そのために一〇〇万署名運動を軸に、原告の思いとみなさんの願いを結び、支援の輪を広げてください。こどもたちにきれいな空気を手渡したいものです。